

桑折町所有者不明土地利用円滑化等推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号。以下「法」という。）第47条の規定に基づく所有者不明土地利用円滑化等推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第47条第1項の規定による推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、所有者不明土地利用円滑化等推進法人申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の氏名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) これまでの所有者不明土地や低未利用土地の利用の円滑化等に関する活動実績を記載した書面
- (8) 活動地域を示す図面
- (9) 法第48条各号に規定する業務に関する計画書
- (10) 前各号に掲げるもののほか、推進法人の業務に関し参考となる書類

(指定の基準等)

第3条 町長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第47条第1項の規定により、当該申請者を推進法人として指定するものとする。

- (1) 申請者が、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は所有者不明土地の利用の円滑化等の推進を図る活動を行うことを目的とする会社であること
 - (2) 申請者が推進法人として行おうとする業務が、法第48条各号に規定する業務として適切なものであること
 - (3) 申請者が、必要な人員の配置その他業務を適正に遂行するために必要な措置を講じていること
 - (4) 申請者が、業務を的確かつ円滑に遂行するために必要な経済的基礎を有すること
 - (5) 業務を行うに当たって関係する行政機関、民間組織等と連携を図ることが可能と認められること。
 - (6) 桑折町暴力団排除条例（平成23年条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団でないと及び同条第3号に規定する暴力団員等が所属していないこと。
 - (7) 桑折町内に事務所又は支所を有し、当該事務所又は支所の活動範囲が桑折町内であること。
- 2 町長は、申請者を推進法人として指定した場合は、所有者不明土地利用円滑化等推進法人指定書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(名称等の変更)

第4条 法第47条第3項の規定による変更の届出は、名称等変更届出書（様式第3号）により行うものとする。

2 推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ業務変更届出書（様式第4号）を町長に提出するものとする。

(業務の廃止)

第5条 推進法人は、その業務を廃止したときは、直ちに業務廃止届出書（様式第5号）により町長に届け出るものとする。

2 町長は、前項の規定による業務の廃止の届出を受けたときは、法第47条第1項の規定による指定を取り消すとともに、遅滞なく、当該推進法人の名称又は商号、住所、事務所又は営業所の所在地及び業務の廃止の届出を受けた年月日を公示するものとする。

(事業の報告)

第6条 推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び收支予算書を町長に提出するものとする。

2 推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、收支決算書及び貸借対照表を町長に提出するものとする。

(改善命令)

第7条 町長は、法第49条第2項の規定により、推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(指定の取消し)

第8条 町長は、法第49条第3項の規定により、推進法人が前条の規定による命令に違反したとき又は第3条第1項第六号に該当しないこととなったとき若しくは第2条第1項の申請をした当時に第3条第1項第六号に該当していなかったことが判明したときは、第3条の規定による指定を取り消すことができる。

2 町長は行政手続法（平成5年法律第88号）の規定により、前項の規定により指定の取消しを行う場合は、原則として聴聞を行うものとする。

3 町長は、第1項の規定により指定の取消しを行う場合は、指定取消書（様式第6号）により当該推進法人に通知するものとする。

4 町長は法第49条第4項の規定により、第1項の規定により指定を取り消したときは公示するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、交付の日から施行する。